



島根県 環境生活部人権同和対策課
人権啓発推進センター・西部人権啓発推進センター
担当者名 永瀬（松江） 栗原（西部）
TEL 0852-22-6476（松江）
TEL 0855-29-5529（西部）
Email jinken-c@pref.shimane.lg.jp

誰もが、誰かの、
たからもの。

令和7年度「差別をなくす強調月間」について

1 趣旨

一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない社会の実現のためには、私たちが人権問題を自分自身の問題として捉え、自らが人権が尊重される社会を築き上げる担い手であることを認識し、その実現に主体的に取り組むことが必要です。

島根県では、県民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、人権問題に対する理解と認識を深めるために、下記期間を「差別をなくす強調月間」とし、啓発活動を行っています。



2 期間

7月12日から8月11日まで

※「同和対策審議会答申」が昭和40年8月11日に出了れたことにちなんで設定

3 事業内容

【啓発展示】

〔会場・期間〕

- ① 出雲市立出雲中央図書館
7月1日（火）～7月23日（水）
- ② 島根県立図書館
7月4日（金）～8月6日（水）
- ③ ゆめタウン益田 1階
7月9日（水）～8月12日（火）
- ④ 浜田合同庁舎 1階 ロビー
7月11日（金）～8月29日（金）
- ⑤ 島根県庁 1階 県民室
7月28日（月）～8月8日（金）
- ⑥ ゆめタウン浜田 3階
8月5日（火）～8月19日（火）

〔内容〕

人権啓発ポスターコンクール入賞作品、啓発パネル等の展示など

【広報】

〔懸垂幕〕

期間：7月12日（土）から8月11日（月）まで

場所：浜田合同庁舎 庁舎壁面

〔電子掲示板（デジタルサイネージ）〕

期間：7月10日（木）から8月9日（土）まで

場所：松江市朝日町 タイムズ一畑松江駅大型LEDビジョン

島根創生計画(第2期)

VI心豊かな社会をつくる
3 人権の尊重と相互理解の促進
(1)人権施策の推進 (P.82)

【県 HP】

（島根創生を進めるための新規・拡充施策（令和7年度版））

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr7/r7gaiyou.data/shinkikakujuR7.pdf>

（島根創生計画〔第2期〕）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

